

令和3年1月8日

保護者の皆様

座間養護学校長

国における緊急事態宣言に伴う本校における教育活動について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

さてこの度、令和3年1月7日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県を対象区域とする国の緊急事態宣言が発出されたことを受け、同法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針について、知事から協力要請があったことから、次のとおり対応することになりました。

【緊急事態宣言期間中の教育活動に係る神奈川県の基本的な対応】

- 本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に沿って対応することを基本とし、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続します。
- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とします。
- 登校に不安を感じている場合については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組みます。
- 時差通学及び短縮授業を徹底し、改めて公共交通機関利用の児童・生徒等について、混雑時間等を確認した上で学校長が登下校時刻を設定します。
- 部活動については、校内における活動を原則とし（平日のみ週3日以内）、感染リスクの高い活動は中止します。
- 修学旅行等について、延期または中止とします。

※ 座間養護学校においては、1月12(火)13(水)日については、当初の予定通り短縮日課(14:10下校)を実施します。

また、1月14日(木)からの登校時刻及び下校時刻を次の表のとおりとします。
変更する場合は、改めてお知らせします。

	登校時刻	下校時刻	水曜日下校時刻
小	9:00	15:00	14:10
中			
高北			
高西	9:30	15:00	
有馬分教室	9:40	15:10	
向陽館分教室	9:30	15:10	

※ これまで、児童・生徒の皆さんや保護者の皆様には、通常とは異なる学校生活を願ってまいりましたが、感染防止対策と学びの継続の趣旨をご理解の上、引き続きご協力下さいますようお願いいたします。

なお、心配なことなどがございましたら、遠慮なく学校までご連絡くださるよう、併せてお願いいたします。

問合せ先
副校長 菅原
電話 (046)255-2253